

# 平成29年度 事業計画

## ■基本方針

ニュースや新聞報道でもあるように、失業や低所得による生活困窮世帯の増加、児童・高齢者への虐待、認知症高齢者の増加、人間関係の希薄化による地域社会からの孤立など、年を追うごとに問題が大きくなっています。さらにそれは行政のサービスでは対応できない、制度の狭間にある複雑かつ多様化した問題となっており、誰もがその問題に陥る可能性を持ち合わせています。

平成28年度の社会福祉法人制度改革により、「社会福祉法人の地域における公益的取り組みの推進」が明記され、多様化した福祉ニーズに対する社会福祉法人の役割が位置づけられました。また、生活保護に陥る前の第2のセーフティネットとして、「生活困窮者自立支援法」が施行され、対象世帯への支援（家計相談・就労支援・生活支援・学習支援）が社会福祉協議会（以下、「社協」という。）へ求められる役割の一つとなりました。相談に訪れる方も年々増えており、面談技術や制度の勉強など、職員の資質向上が求められています。

ただ、経済的困窮の問題を解決することで、すべてが終わるのではなく、社会的孤立を解消していくことが、世帯への本質的な解決につながると考え、その点において、社協もアプローチしていきたいと考えます。

小地域福祉活動は、“住民の顔が見える日常生活圏”を基礎に行われる、住民の様々な福祉活動の総称で、社協が進める地域福祉の単位でもあります。現在、各地で行われている、「ふれあいいきいきサロン」は小地域福祉活動そのものであり、住民同士の交流、居場所づくり、見守りなどサロンのもつ可能性は全国的にも注目されているため、今後もサロン活動の支援、特に、新規立ち上げを推進していきます。

宇美町働く婦人の家「し〜ず・うみ」については、平成29年度より、新たに3年間の指定管理を受けることとなりました。これまでも、常に趣向を凝らしたし〜ず・うみならではの講座やイベントを企画し実施してきましたが、次の3年間においても、「就業支援」「男女共同参画」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「活動と交流」を柱に、様々な団体と共働しながら事業を進めていきます。

最後に、社会福祉法改正による組織体制の見直し（平成29年4月施行）に伴い、平成28年度に定款、諸規程を改正、整備しました。今後はこれに沿いながら、効果的で効率的な事業の在り方を検討していきます。そして、現行の仕組みでは対応しきれない生活課題、潜在化している問題を拾い上げていくべく、地域に出向きいろいろな人と出会い、声を聞き、ともに悩んでともに歩んでいきたいと考えます。

## ■実施計画

### 1. 地域福祉活動計画の策定及び地域福祉活動への支援

#### (1) 地域福祉活動計画の策定

地域福祉のニーズが多様化・複雑化している中で、住民主体の地域福祉活動を実現していくために、社会福祉に関する活動を行う者（個人・グループ・団体等）、社会福祉を目的とする事業経営者及び行政機関などと協力し、宇美町社会福祉協議会としての地域福祉活動計画を策定します。

#### (2) 支えあい事業の推進

行政サービスや既存の制度では対応できない生活ニーズを抱えている住民の方に対し、困った時はお互いさまの精神で、協力会員の支援によりその解決を図る「支えあい事業」。

事業開始から1年が経過し、利用・協力会員の掘り起しや期待されたニーズに対応できたか等を検証しながら、よりよい事業を目指していきます。

#### (3) 相談支援の強化

様々な問題、特に、潜在化している問題を発見し受け止め、支援につなげていけるよう、相談支援の強化と関係機関、団体との連携につとめます。

#### (4) ふれあいいきいきサロンの活動支援及び新規立ち上げ

いきいきサロン（平成28年度現在22ヶ所）の活動支援のため、地域ふれあい活動助成、レクグッズの無料貸出、サポーター派遣等を行います。また、サロン未実施地区へサロンの役割や効果などについて説明に出向き、新たなサロン活動に結び付けるよう働きかけを行います。

#### (5) 住民活動への参加と支援

社協の事業活動に対し、ご協力いただいている福祉団体及びボランティア団体への助成。また、各種団体の定例会や会議、サロン等には積極的に参加します。

#### (6) 緊急一時支援事業

生活が困窮し、食料確保が困難な世帯への緊急的措置として、一時的に食料購入を行い、世帯の自立を図ることを目的に実施します。

#### (7) 運動・レクリエーションサポーター派遣事業

サロンや老人クラブ、区の行事等で地域を盛り上げ、楽しい時間を過ごすことができるよう社協に登録してある、「運動・レクリエーションサポーター」を派遣します。

## 2. 高齢者福祉、障がい児・者福祉、児童福祉等各種事業の推進

### (1) 高齢者福祉対策

#### ①ふれあい会食会

65歳以上のお一人暮らしの方の交流や、仲間づくりを目的に実施します。

#### ②愛の一声運動乳酸菌飲料宅配事業

70歳以上のお一人暮らしの方で、特に、安否確認が必要な方を対象に、声かけ等の見守りを行います。

#### ③宇美町老人クラブ連合会への助成

#### ④在宅介護者リフレッシュ事業（介護者をともに支える会）

介護をされている方、されていた方を対象に、交流とリフレッシュを目的としたバスハイクや介護講座等を行います。また、会自体も介護を終えた方が増えてきたため、その方々が、今度は支える側として、介護の相談を受ける場を設けるなど、新たな内容を検討していきます。

#### ⑤法人後見事業を見据えた勉強会の実施、研修会への参加

親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を法人として行うことができる法人後見制度。日常生活自立支援事業での対応が、困難になった方へ継続して支援できるほか、担当者を変更することで、後見事務を継続して行うことができる利点があるため、事業実施に向けて、職員内で勉強会を実施したり、研修会等へ参加します。

### (2) 障がい児・者福祉対策

#### ①わくわく☆親子バスハイク

知的障がいや発達につまずきのある未就学児をもつ親子を対象に、交流と友達づくりを目的とした、親子バスハイクを実施します。(28年度 バーベキュー、いちご狩りを実施)

#### ②視覚障がい者及び目の不自由な方へ「声の広報」をお届け

音訳ボランティア「すずらん」にご協力をいただき、「声の広報」を製作しています。編集のしやすさとスピードの点からSDカードに替え、利用者にもその専用の再生機を貸出し、毎月お届けしています。(※図書館に貸出用あり)

### (3) 児童福祉対策

#### ①子ども会育成会連絡協議会助成及び交通安全教室開催助成

#### ②福祉教育協力校（小中学校）への助成

#### ③小中学校総合学習への支援

小学校では、車イス・アイマスク体験・高齢者疑似体験、中学校では、福祉講演と例年通り総合学習へ協力していきます。

#### ④福祉教育教材「ともに生きる」配布

平成 27 年度より、福祉教育読本からワークブック形式の福祉教材へリニューアルされており、より学びやすい教材となっています。これまで、小学 5 年生を対象として配布していましたが、内容が 3 年生から学べるものとなっているため、より長く使ってもらえるよう 29 年度は 4、5 年生に配布します。(30 年度から 3 年生)

#### ⑤「夏休み福祉体験スクール」の実施

小学 6 年生を対象に、補助犬体験学習を実施。盲導犬訓練センター及び介助犬訓練施設を見学し、補助犬や視覚障がいについて学習します。

### (4) その他

#### ①車いすやレクリエーショングッズの貸出し

#### ②おもちゃ病院うみの開院

#### ③子育てサロンや子育て支援センター等に、クリスマスプレゼントを配布

#### ④社会福祉士の資格取得の為の相談援助や実習生の受け入れ（実習指導）

#### ⑤心配ごと相談事業

毎月 8 日、25 日（日曜祝日は翌日）に行っている相談事業を、地域住民へホームページや回覧等を利用して周知します。また、専門家を招いての研修や弁護士会主催研修会への参加など、相談員の資質向上を行います。

#### ⑥ふくおかライフレスキュー事業との連携

県内の社会福祉法人が連携して、制度や行政での対応が困難な生活困窮者・世帯に対し、食料品や日用品の提供や、シェルターとして施設を活用するなどの支援を行うライフレスキュー事業。対象者・世帯の問題解決のために、各社会福祉法人と連携し、また、毎月の糟屋地区連絡会へも参加します。

#### ⑦災害ボランティアセンター設置訓練

大規模な災害が起こった際、災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受け入れ態勢を整え、被災された方のニーズとマッチングする役割が社協にあります。非常事態においても、職員が連携してスムーズな動きが取れるよう、職員向けの災害ボランティアセンター設置訓練を行います。

## 3. 広報活動の充実

### (1) 社協だより（広報うみと同時配布）の発行（年 6 回）

### (2) ホームページやフェイスブックによる情報の発信

### (3) 宇美町社協製作福祉 DVD「ふくしぷらす」の活用

福祉について、また、宇美町社協の仕事について分かりやすくまとめた福祉 DVD「ふくしぷらす」を、サロンや地域座談会、各種団体等の定例会で活用していきます。

## 4. 受託事業の運営と遂行

### (1) 宇美町働く婦人の家「し〜ず・うみ」 管理運営事業（指定管理者）

「就業支援」、「男女共同参画」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「活動と交流」を大きな柱として運営を行います。それらを実現するため、各種講座の企画や人材発掘、人材交流、情報発信を心がけるとともに、宇美町役場をはじめ、様々な業種、団体と共働しながら事業を進めます。「ふみの里まなびの森フェスタ」においては、テーマに沿った参加型のフェスタを目指し、町民の自主的活動の支援を行います。

### (2) 弁護士相談事業

毎月 25 日（日曜祝日は翌日）に実施している弁護士相談は、現在、1 人 30 分、6 名までの相談受付のため、毎月キャンセル待ちがでるほどの状況です。複雑な問題に悩まれている町民の方にとっての必要な相談事業であり、今後も実施していきます。

### (3) 献血推進事業（年 3 回実施）

### (4) 介護予防事業

地域で行う介護予防（介護予防教室）のサポーターを養成するため、行政と連携して平成 28 年度に福祉サポーター養成講座を実施。36 名の方が修了し、本会へサポーター登録されました。29 年度も内容を若干見直しながら引き続き講座を開催し、サポーターの養成を行います。

### (5) 生活福祉資金貸付事業（福岡県社会福祉協議会受託）

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の相談支援を行い、必要な資金の貸付を行います。

### (6) 日常生活自立支援事業（福岡県社会福祉協議会受託）

認知症、知的障がい、精神障がいのある方の生活の自立を側面から支援。通帳預かりや支払い手続き、その他関係機関と連携して行います。

## 5. 社協運営基盤の強化

### (1) 社会福祉法人制度改革による各事項の整備

社会福祉法等の一部が改正され、社会福祉法人の役割や組織の在り方、また、会計に関する各種改正が行われました。

#### ①地域における公益的な取り組み

「社会福祉法人は公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」（改正法第 24 条第 2 項）とあり、これに対しては、社協事業そのものが公益事業のため、現実施事業の充実と『ふくおかライフレスキュー事業』との連携を図っていきます。

## ②新たな経営組織体制の整備

理事会、評議員会の権限や職務に関する経営組織の見直し（ガバナンス体制の改正）が行われ、本会においても定款、諸規程を改正しながら、組織体制を整備します。

## ③会計基準・経理規程の変更

厚生労働省令で定める基準に従い、会計帳簿や付属明細書及びその呼称が変更されま  
す。（※詳細については省略）

## （2）自主財源の確保

### ①赤い羽根共同募金運動の促進

地域住民の皆様より、多大なご協力をいただいております赤い羽根共同募金。その使い道や配分方法などを社協だよりを使って周知し、さらなる共同募金運動の促進につなげていきます。法人募金の新規開拓、募金箱の設置増に加え、寄附金付き商品の提供によりご協力をいただいている募金百貨店プロジェクト（現2法人）の市場拡大を図っていきます。

### ②賛助会員への加入促進

区長会及び老人クラブ連合会等へお願いし、ご協力をいただいています。

平成29年度より小学校区を単位とした「コミュニティ」がスタートし、名称も行政区から自治会へ変更されることとなっていますが、社協が推進する地域福祉事業を周知し、ご理解いただき、今後も賛助会員の加入促進へつなげていきます。

## （3）事務・事業の効率化及び職員の資質向上と職員間の連携

現在行っている事業や日々の事務において、スリム化できる場所はないか職員間で話し合い、時間を有効に効率的に活用します。また、住民や行政の信頼に応え得る資質を職員全員持つことが必要不可欠です。そのために、各種研修会への参加はもちろんのこと、様々な現場を経験することが、各人のスキルアップになるため、互いに情報を共有し、連携して強い社協を目指していきます。